

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

消費者庁 第1次回答

管理番号

40

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方消費者行政強化交付金に関する市町村の事業計画の提出に係る事務の効率化

提案団体

神奈川県、福島県

制度の所管・関係府省

消費者庁

求める措置の具体的内容

地方消費者行政強化交付金の強化事業に関する事業計画を各市町村が提出する際、都道府県でとりまとめをすることなく直接消費者庁へ提出するなど、効率的な運用を行うよう改善を求める。

具体的な支障事例

各市町村が強化事業を実施する場合、地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領に基づき、市町村は事業計画を当県へ提出し、当県は、管内市町村の事業計画を取りまとめた上で、消費者庁へ提出している。また、消費者庁における審査過程で疑義や修正依頼がある場合、消費者庁からまとめて当県に送られ、それを当県が仕分けた上で市町村へ照会し、集まった回答を再度取りまとめ、消費者庁へ回答している。

しかし、事業計画の審査事務の所管及び承認権限は消費者庁にあることから、上記の当県が行っている事務は、消費者庁からの照会と市町村の回答の中継に過ぎないものである。また、これらの事務を年度末に、短期間で行うことを求められることから、他業務への圧迫となっている。

さらに、地方消費者行政強化交付金のうち「推進事業」は順次、活用年限を迎えている。その代替措置として、市町村に対して「強化事業」の活用を消費者庁及び当県は働きかけていることから、今後、強化事業の申請件数は増えることが見込まれ、取りまとめを行う当県の事務負担が更に増す可能性が高い。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

消費者庁の「地方消費者行政強化作戦 2020」の中では「消費者庁は地方消費者行政が自治事務であることを踏まえ、地方公共団体の自主性・自立性が十分に発揮されることに留意する」と定められており、各市町村が消費者庁と直接やり取りすることで、事業に対する考え方や意向がより明確に伝わることとなり、結果として各市町村の自主性や自立性が尊重され、消費者にとって、より効果的な施策の展開が期待できる。

根拠法令等

地方消費者行政強化交付金交付要綱、地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領 第2(1)③イ、第3(2)②

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、茨城県、長野県、兵庫県、奈良県

〇管内において強化事業を実施する市町村が多いことから、事務が輻輳する年度末に本事業の事務を行うことは、他業務への著しい圧迫となっている。

○各市町村の強化事業計画書を県が経由することで県の事務負担及び各市町村における短期間の事務処理が強いられ、他業務への圧迫となっているため、計画書審査については、消費者庁と各市町村が直接事務手続きを行うよう要領の改正を求める。

○事業計画様式の簡素化や作業期間の十分な確保等により都道府県の事務負担軽減を図ることは可能と考えられることから業務改善の観点での検討をお願いしたい。

○毎年2月以降、強化事業の事業計画書の事前提出、修正及び最終提出といった手続きについて、当該交付金の他事業の手続きと錯綜しながら、年度末まで対応しており、当県においても相当過重な業務となっている。

○当初予算における強化事業の事業計画の審査が年度末である上、消費者庁からの照会期限が短いのに関わらず、各市町村の取りまとめをし、消費者庁へ回答するやりとりが複数回に渡るため、通常業務と並行するのが難しく、業務負担が大きい。強化事業の審査を年度末から年内に移行する等、負担を軽減する工夫が必要と思われる。

○消費者庁における審査過程で疑義や修正依頼がある場合の当県から市町村への照会及び回答の取りまとめ、消費者庁への報告の一連の事務については、短期間で複数回のやりとりを求められており、提案団体の主張のとおり、他業務への圧迫となっている。そのため、例えば余裕をもった照会期間を設定するなど、事務効率化に向けては改善の余地があるのではないかと考える。

各府省からの第1次回答

地方消費者行政強化交付金は、都道府県及び管内市区町村等の消費者行政の強化及び推進のために必要な経費を都道府県知事からの申請に基づいて交付を行い、管内市町村への配分は、その実情を良く知る都道府県に委ねることとしている。

消費者安全法(第8条)においても、都道府県は、市町村の事務の実施に関し、「市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する助言、協力、情報の提供その他の援助を行う」とされているなど、都道府県内全体の消費者行政の推進役が期待されている。そのため、都道府県においては、消費者庁と管内市区町村等の単なる中継ぎではなく、交付金が適正にかつ、当該都道府県域の消費者行政の強化に効果的に活用されるために管内市区町村からの申請が、真に消費者行政の強化及び推進のために必要な経費かどうかを審査いただきたいと考えている。また、全国の1,700を超える自治体と消費者庁が直接やりとりすることは、かえって交付事務の停滞につながると考えている。

一方で、申請手続きについては、事業計画書の簡略化や、効率的な確認方法の検討など、都道府県の事務負担の軽減が図れるよう、運用面での見直しを行うことで、都道府県の事務負担の軽減に努めてまいりたい。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

消費者庁 第1次回答

管理番号

204

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方版消費者基本計画の位置付けの明確化及び地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等を統合して策定できることの明確化等

提案団体

愛媛県、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、西予市、上島町、久万高原町、内子町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

消費者庁

求める措置の具体的内容

地方版消費者基本計画の位置付けの明確化。
加えて、地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等を統合して策定できることを明確化し、かつ、消費者基本計画と消費者教育の推進に関する基本的な方針の計画期間を一致させることで、地方において計画を統合して作成しやすくすること。

具体的な支障事例

- 1 地方版消費者基本計画の策定については、国の「地方消費者行政強化作戦 2020」の政策目標の中で、「全都道府県で策定」と掲げられているが、消費者基本法には同計画に関する定めがなく、自治体による計画策定に当たっての明確な根拠がなく支障となっている。
- 2 国の「消費者基本計画」の対象期間(現行第4期:令和2年度～6年度)と「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の対象期間(現行:平成30年度～令和4年度)を踏まえ地方公共団体が策定することを求められる地方版消費者基本計画と都道府県消費者教育推進計画等について、統合して策定できるかが不明であり、また、国の計画と指針の計画期間が異なるため、地方自治体が統合した計画を策定し又は改定する上で支障が生じていることから、国において両計画の計画期間の一致も含めて検討されたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体による計画策定に当たっての法体系等の整理・位置付けの明確化
国計画等の一本化等による地方の計画策定作業の合理化
消費者行政分野における計画等の単一化による住民への訴求力の向上

根拠法令等

消費者基本法第9条、消費者教育の推進に関する法律第9条、第10条、地方消費者行政強化作戦 2020(政策目標7)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

秋田県、奈良県、松山市、福岡県、宮崎県

○地方版消費者基本計画の策定については、国の「地方消費者行政強化作戦 2020」の政策目標の中で、「全都道府県で策定」と掲げられてるものの、消費者基本法には政府が策定することと定められているが、自治体

が策定することは定められてはいないため、自治体による計画策定に当たっての明確な根拠がない。また、消費者基本計画の中で消費者教育について規定するものの、消費者教育推進計画においても消費者教育について規定しているため、消費者教育の部分が重複する。さらに、両計画の対象期間についても統一されていない。○国の「消費者基本計画」において、地方公共団体の計画策定に関する規定がないため、県計画策定の根拠がなく支障となっている。

各府省からの第1次回答

(1. について)

地域の人口減少や国・地方公共団体における厳しい財政状況などの制約のなか、消費者行政の強化を着実に進めるに当たっては、地方公共団体において、財源の確保も含めて、計画的に取組を進めることが重要であり、有識者懇談会の議論を経て策定した「地方消費者行政強化作戦 2020」(令和2年4月)において、地域版の消費者基本計画(いわゆる地方版消費者基本計画)の策定を目標の一つとして明示し、その取組を消費者庁として支援することとしたところである。

同強化作戦に記載のとおり、「各地方公共団体において、国が策定する消費者基本計画等を参考に、地域版の消費者基本計画を策定し、計画的・安定的に取組を進めることが『期待される』」ものであり、「消費者庁は、地方消費者行政が自治事務であることを踏まえ、地方公共団体の自主性・自立性が十分に発揮されることに留意」と明記するなど、地方公共団体の自主性にも配慮している。

地方消費者行政が自治事務であるところ、地方版消費者基本計画の策定の有無や内容、形式は地方公共団体の判断に委ねられるところであるが、消費者庁としては、引き続き、地方公共団体の自主性に配慮しつつ、積極的な取組を支援してまいりたい。

(2. について)

消費者教育推進計画については、消費者教育の推進に関する法律第10条の規定により、都道府県、市町村が策定に努めることとなっている努力義務規定であり、地方版消費者基本計画と一本化して策定することは妨げられていない。実際に消費者教育推進計画を策定いただいている地方公共団体においては、一本化している事例も多くあるところ。

地方版消費者基本計画及び消費者教育推進計画の対象期間については、法令上、特段規定されていないところ、国の消費者基本計画や消費者教育の推進に関する基本的な方針と対象期間が一致していなくとも、各地域の実態を踏まえ、例えば両計画の計画期間を揃えたり、両計画を一本化して策定いただくなど、柔軟に両計画を策定・改定することは可能である(現に両計画を一本化して策定している地方公共団体の事例もあるところ。)。

以上のことから、消費者基本計画及び消費者教育の推進に関する基本的な方針の対象期間が一致していないことが地方公共団体にとって支障となっているとは考えていないが、今後、地方公共団体において両計画の策定・改定が円滑に行われるよう、対象期間の一致も含め検討してまいりたい。